

香川県条例第38号

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に定められた法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「認定特定業務施設整備計画」という。）に従って法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。

（事業税の不均一課税）

第2条 法第5条第19項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設の用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第97号）第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。）で取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第10条第6項第4号に規定する中小事業者、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者10人（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者にあっては5人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものについて、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号。以下「県税条例」という。）附則第29項の規定により読み替えられた県税条例第42条の規定又は県税条例第42条の4の規定にかかわらず、不均一の課税をする。

（1）電気供給業、ガス供給業又は倉庫業に係る所得又は収入金額

本県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額

×当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る固定資産の価額

×当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が本県内に有する事務所又は事業所の固定資産の価額

（2）鉄道事業又は軌道事業に係る所得金額

本県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得金額

×当該新設し、又は増設した軌道のうち特別償却設備に係る軌道の延長キロメートル数

×当該軌道を新設し、又は増設した者が本県内に有する軌道の延長キロメートル数

（3）前2号以外の業種に係る所得又は収入金額

本県において当該法人又は個人に課する事業税の課税標準となるべき当該事業年度又は当該年に係る所得又は収入金額

$$\times \frac{\text{当該新設し、又は増設した特別償却設備に係る従業者の数}}{\text{当該特別償却設備を新設し、又は増設した者が本県内に有する事務所又は事業所の従業者の数}}$$

2 前項の規定による不均一課税の税率は、県税条例附則第29項の規定により読み替えられた県税条例第42条に規定する税率又は県税条例第42条の4に規定する税率に次の各号に掲げる年度の区分に応じ、当該各号に定める率を乗じて得た率とする。

- (1) 初年度 2分の1
- (2) 第2年度 4分の3
- (3) 第3年度 8分の7

3 第1項の固定資産の価額、軌道の延長キロメートル数及び従業者の数の算定については、地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の48第4項から第6項まで、第9項及び第10項並びに第72条の54第2項に規定する事業税の分割基準及び所得の算定の例による。

（不動産取得税の不均一課税）

第3条 公示日から平成30年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者（その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者10人（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第2条第1項に規定する中小企業者にあっては5人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。）以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。）に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税の税率は、県税条例第45条及び附則第30項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

（申請書の提出）

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は県税条例第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

（委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、平成27年10月8日から適用する。
（事業税に関する経過措置）
- 2 平成27年10月8日から同年12月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項中「第10条第6項第4号」とあるのは「第10条第4項」と、「中小事業者」とあるのは「中小企業者に該当する個人」とする。
（申請書の提出期限に関する経過措置）
- 3 第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなる場合にあっては、同条の規定にかかわらず、同日をその提出期限とする。
（この条例の失効）
- 4 この条例は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。
（失効に伴う経過措置）

- 5 この条例の失効前に特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者の当該特別償却設備に係る所得又は収入金額に対して課する事業税については、この条例の失効後も、なお従前の例による。
- 6 この条例の失効前に特別償却設備を新設し、又は増設した認定事業者の当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課する不動産取得税については、この条例の失効後も、なお従前の例による。
- (香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例の一部改正)
- 7 香川県における企業誘致のための県税の特別措置条例（平成14年香川県条例第57号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(適用除外) 第3条 略</p> <p>(1) 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例及び香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例を廃止する条例（平成22年香川県条例第14号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（昭和47年香川県条例第21号）第3条第1項第2号、香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）第2条第4項、香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号）第2条第4項、<u>香川県産業集積区域</u>における県税の特別措置条例（平成25年香川県条例第45号）第2条又は<u>香川県地方活力向上地域</u>における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号）第3条の規定の適用を受けることができる家屋又はその敷地である土地の取得</p> <p>(2) 略</p>	<p>(適用除外) 第3条 前条の規定は、次に掲げる家屋又はその敷地である土地の取得については、適用しない。</p> <p>(1) 香川県低開発地域工業開発地区における県税の特別措置条例及び香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例を廃止する条例（平成22年香川県条例第14号）附則第3項の規定によりなおその効力を有することとされる香川県農村地域工業等導入指定地区における県税の特別措置条例（昭和47年香川県条例第21号）第3条第1項第2号、香川県離島振興対策実施地域における県税の特別措置条例（平成5年香川県条例第20号）第2条第4項、香川県過疎地域における県税の特別措置条例（平成12年香川県条例第83号）第2条第4項又は<u>香川県産業集積区域</u>における県税の特別措置条例（平成25年香川県条例第45号）第2条の規定の適用を受けることができる家屋又はその敷地である土地の取得</p> <p>(2) 略</p>